

建築工事届 (2部提出)

原村役場 建設水道課 環境係

(必要書類)

1 様式第一面～第四面

第四面は既存の建築物を除却しその敷地内に建築物を建築する場合、除却する建築物について記入

2 公図

3 案内図

4 配置図

5 平面図

6 立面図

長野県のホームページからダウンロードできます。

【建築工事届】で検索

⇒建築確認関係

⇒1.建築確認申請関係

⇒No.15「建築工事届」

(様式第40号)

◎砂防指定地域の確認をしてください。(諏訪建設事務所 維持管理課 管理係)

◎遺跡地域の確認をしてください。(原村役場 生涯学習課 文化財係)

◎伐採を伴う場合は、森林区域の確認をしてください。

(原村役場 農林課 農村整備係)

◎道路施設に手を加える場合は、申請が必要になります。

添付の配置図に工事内容を必ず記載してください。

(原村役場 建設水道課 建設係)

※10㎡以上の建築(増築を含む)について提出してください。

※除却建物については、【工事届 第四面】にご記入いただくか、

あらかじめ【建築物除却届(様式第41号)】を提出してください。

※増築や同一敷地内に別棟を新築する場合、配置図に既存建物の位置を記載してください。除却建物がある場合その位置も記載してください。

※平面図には、新築・既存・除却建物ごとの建築面積と延べ床面積を記載してください。

※着手日の2週間前までに原村役場へご提出をお願いします。

建築基準法第15条第1項の規定による
建築工事届
（第一面）

年 月 日

知事 様

建築主

氏名
郵便番号
住所
電話番号

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名
営業所名（建築士事務所名）
郵便番号
所在地
電話番号

工事監理者

氏名
営業所名（建築士事務所名）
郵便番号
所在地
電話番号

建築確認

確認済証番号 第 年 月 日 号
確認済証交付年月日 年 月 日
確認済証交付者

除却工事施工者

氏名
営業所名
郵便番号
所在地
電話番号

※受付経由機関記載欄

(第二面)

【1. 着工及び工事完了の予定期日】

【イ. 着工予定期日】 年 月 日
【ロ. 工事完了予定期日】 年 月 日

【2. 建築主】

【イ. 建築主の種別】 (1)国 (2)都道府県 (3)市区町村
 (4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人
【ロ. 資本の額又は出資の総額】 (1)1,000万円以下 (2)1,000万円超～3,000万円以下
 (3)3,000万円超～1億円以下
 (4)1億円超～10億円以下 (5)10億円超

【3. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】
【ロ. 都市計画】 (1)市街化区域 (2)市街化調整区域
 (3)区域区分非設定都市計画区域 (4)準都市計画区域
 (5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 工事種別】 (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転

【5. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ()
(2)居住産業併用建築物 ()
(3)産業専用建築物 ()

【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ. 番号】 () () ()
【ロ. 用途】 (1)事務所等 (1)事務所等 (1)事務所等
 (2)物品販売業を営む店舗等 (2)物品販売業を営む店舗等 (2)物品販売業を営む店舗等
 (3)工場,作業場 (3)工場,作業場 (3)工場,作業場
 (4)倉庫 (4)倉庫 (4)倉庫
 (5)学校 (5)学校 (5)学校
 (6)病院,診療所 (6)病院,診療所 (6)病院,診療所
 (9)その他 (9)その他 (9)その他
 多用途 多用途 多用途
【ハ. 工事部分の構造】 (1)木造 (1)木造 (1)木造
 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造
 (3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造
 (4)鉄骨造 (4)鉄骨造 (4)鉄骨造
 (5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造 (5)コンクリートブロック造
 (6)その他 (6)その他 (6)その他
【ニ. 工事の予定期間】 (月間) (月間) (月間)
【ホ. 工事部分の床面積の合計】 (m²) (m²) (m²)
【ヘ. 建築工事費予定額】 (万円) (万円) (万円)
【ト. 新築工事の場合における地上の階数】 () () ()
【チ. 新築工事の場合における地下の階数】 () () ()

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 m²

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】

【ロ. 新設又はその他の別】 (1)新設 (新築 増築 改築)

(2)その他 (増築 改築)

【ハ. 新設住宅の資金】 (1)民間資金住宅 (2)公営住宅 (3)住宅金融支援機構住宅

(4)都市再生機構住宅 (5)その他

【ニ. 住宅の建築工法】 (1)在来工法 (2)プレハブ工法 (3)枠組壁工法

【ホ. 住宅の種類】 (1)専用住宅 (2)併用住宅 (3)その他の住宅

【ヘ. 住宅の建て方】 (1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅

【ト. 利用関係】 (1)持家 (2)貸家 (3)給与住宅 (4)分譲住宅

【チ. 住宅の戸数】 (戸) (戸) (戸) (戸)

【リ. 工事部分の (m²) (m²) (m²) (m²)

床面積の合計

(第四面)

-
- 【1. 主要用途】 (1) 居住専用建築物 ()
(2) 居住産業併用建築物 ()
(3) 産業専用建築物 ()
- 【2. 除却原因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他
- 【3. 構造】 (1) 木造 (2) その他
- 【4. 建築物の数】
- 【5. 住宅の戸数】 戸
- 【6. 住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 貸家 (3) 給与住宅
- 【7. 建築物の床面積の合計】 m²
- 【8. 建築物の評価額】 千円
-

【資料】原村環境保全条例概要(表)

区画	宅地等開発地 宅地等開発(若狭海岸沿道地内で行う以下の開発行為)	保樹林農地 保樹林農地(若狭海岸沿道地内で行う以下の開発行為)
開発行為申請要件・基準	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備の設置 1,000㎡(道路長狭物は100m)以上の土地の形質変更(自ら居住する住宅を建設するための宅地造成を除く) 10,000㎡以上の立木の伐採(植林のための伐採、地ごしらえを除く) 2階建て以上の家屋又は構築物の建築・用途変更(自ら居住する住宅、農林業、畜産用を除く) 延床面積100㎡(増改築後100㎡)以上の家屋又は構築物の建築・用途変更(自ら居住する住宅、農林業、畜産用を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備の設置 500㎡(道路長狭物は50m、ダムは高さ5m)以上の土地の形質変更 3,000㎡以上の立木伐採(植林のための伐採、地ごしらえを除く) 高さ9m以上の家屋・構築物の建築・用途変更 延床面積50㎡(増改築後50㎡)を越える増改築は10㎡以上の家屋・構築物の建築・用途変更
建築物・工作物の建築・外観変更	<p>位置</p> <p>—</p> <p>規模</p> <p>高さ・階数</p> <p>—</p> <p>建築率・容積率</p> <p>—</p> <p>敷地面積等</p> <p>—</p> <p>高さ・形態等</p> <p>—</p> <p>材料</p> <p>—</p> <p>色彩(照明含)</p> <p>—</p> <p>敷地の緑化</p> <p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 著しく傾斜している土地及びその周辺には建築物を建築しないこと 隣地境界より5m内は建築物を建てないこと 建築物の壁面線と路肩との距離は、主要幹線道路20m(主要道路10m)以上とすること 建築物は2階建て以下(別荘団地)、高さは13m以下とすること(敷地地盤より最高部の高さ) <ul style="list-style-type: none"> ※電気、電波、通信等公共・公益の用に供するものを除く。 建ぺい率は20%以下、容積率は40%以下とすること 集合別荘又は分譲ホテルは、敷地面積を戸数又は分譲数で除した面積が250㎡以上であること 建築物の外部の色彩は周囲の自然と調和のとれたものとすること 現存する植生、地形等は極力残存させること 遊園地周辺部は、修景、植栽すること 以下の土地は建築物を建築しないこととし、保全緑地として確保すること <ul style="list-style-type: none"> (1)地形勾配が30度を超える傾斜地 (2)主要幹線道路両側20m(主要道路両側10m、その他の道路両側5m)以内 へい、その他建築物はできる限り設けないこと やむを得ず設けなければならない場合は、生垣とし地域の植生と同種のものを使用すること。 土地の形質は変更は最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること やむを得ず移動する場合には、よう壁、水抜き設置、段切り等を行い土石の流出防止に万全を期すること よう壁の必要がない法面等についても、植林、芝張り、植栽等現地に適した工法により緑化修景を行うこと 造成、分譲にあっては、1区画の面積は1,000㎡以上とすること
土地の形質変更	<ul style="list-style-type: none"> 車道の路面幅は4m(主要道路は6m)以上とすること 雨水を有効に排出するために必要な側溝その他の適切な施設を設けること 開発の種類に応じて緑地帯、公園用地又はその他の公共施設用地が確保されていること 開弁の規模に於いて外灯を設けること 	
土石類の採取 塵外における物品の集積・貯蔵	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の塵上に看板等を設置しないこと 建築物の壁面に直接塗料で書いた広告をしないこと 色彩は、周辺の環境等を考慮し強光塗料等の強い印象を与えるものは使用しないこと
その他	<ul style="list-style-type: none"> がけの上端に緩く地盤面は、そのがけの反対方向に地盤水が流れるよう勾配をとること 切土した後の地盤にすべりやすい土質層がある場合は、すべりが生じない工法によること 盛土部分に地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないよう措置すること がけ面の保護を芝張りその他工法で措置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物の生息地、生育地、繁殖地等として重要な地域に対する保全上の配慮すること 遊園地における拡声器の設置は、周囲の環境に著しい悪影響を与えないよう配慮すること 道路の建設においてよう壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積み又は石張り工とすること

開発行為許可申請について

令和元年10月1日改定（赤字）

■ 事前協議の基準（第24条～第26条）

事前協議が必要な場合は次のとおりです

これらに該当する場合は、事前協議書を提出してください

（様式は同様に原村HP「開発行為許可申請について」からダウンロードできます）

- （1） 開発行為のうち、3,000㎡以上の1団の土地の形質変更又は再生可能エネルギー発電設備の設置を計画する者が、当該土地の所有権、その他土地を利用する権利を取得しようとするとき、又は当該開発行為をしようとするとき
（ただし太陽光発電設備の設置を計画するときは、原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の定めるところによる）
- （2） 開発行為が伴わない場合でも、分譲若しくは販売を目的に3,000㎡以上の1団の土地を取得しようとするとき

■ 宅地等開発地の開発基準（規則第2条）

宅地等開発にあたる行為は次のとおりです（規則第2条）

これらに該当する場合は、開発行為の許可申請を提出してください

- （1） 1,000㎡以上の土地の形質変更（自ら居住用の宅地造成を除く）
- （2） 100m以上の道路長狭物の設置（自ら居住用の造成を除く）
- （3） 再生可能エネルギー発電設備の設置
- （4） 10,000㎡以上の立木伐採（植林のための伐採、地ごしらえを除く）
- （5） 延床面積100㎡以上（増改築後100㎡を超える場合は10㎡以上）の建築物の建築及び用途変更（自ら居住、農林業、畜産業用を除く）
- （6） 2階以上の建築物の建築及び用途変更（自ら居住、農林業、畜産業用を除く）

■保健休養地の開発基準（規則第3条）

保健休養地開発にあたる行為は次のとおりです（規則第3条）

これらに該当する場合は、開発行為の許可申請を提出してください

- (1) 500 m²以上の土地の形質変更
- (2) 50m以上の道路長狭物又は高さ5m以上のダムの設置
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置
- (4) 3,000 m²以上の立木伐採（植林のための伐採、地ごしらえを除く）
- (5) 延床面積50 m²以上（増改築後50 m²を超える場合は10 m²以上）の建築物の建築、及び用途変更
- (6) 高さ9m以上の家屋若しくは構築物の設置、及び当該家屋若しくは構築物への用途変更

■審議会及び説明会の資料・議事録の添付が必要な行為（規則第10条～第12条）

以下の行為を行う場合には、対象敷地の隣地境界よりおおむね100m範囲内に居住する近隣住民（事業所等を含む）並びに自治会等に対して説明会を実施し、説明会の資料及び議事録の写しを事前協議書・開発行為許可申請書に添付し、審議会の意見を聴く必要があります

- (1) 3,000 m²以上の1団の土地の形質変更
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の設置
(ただし太陽光発電設備の設置を計画するときは、原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の規定に基づく事前協議書)
- (3) 分譲又は販売を目的に3,000 m²以上の一団の土地を取得しようするとき
- (4) 宅地等開発地内における農林業、畜産、及び自ら居住の用に供するものを除く延べ床面積100 m²以上の家屋若しくは構築物の新築及び用途変更
- (5) 保健休養地内における住宅、別荘及び寮等で延べ床面積300 m²以上の家屋若しくは構築物の新築及び用途変更
- (6) 保健休養地内における住宅、別荘及び寮等を除く延床面積50 m²以上の建築物の建築、及び用途変更
- (7) 100m以上の道路等長狭物の設置
- (8) 10,000 m²以上の1団の土地の立木伐採（植林のための伐採、地ごしらえを除く）

保健休養地内での保存緑地について

保健休養地内のうち、次に掲げる土地については保存緑地として確保していただき、建築物を構築しないでください。

- 地形勾配が30度を超える傾斜地
- 主要幹線道路の両側20メートル以内、
及び別荘地内主要道路の両側10メートル以内、
その他の道路の両側5メートル以内（詳細は別図を参照）

お問い合わせ先

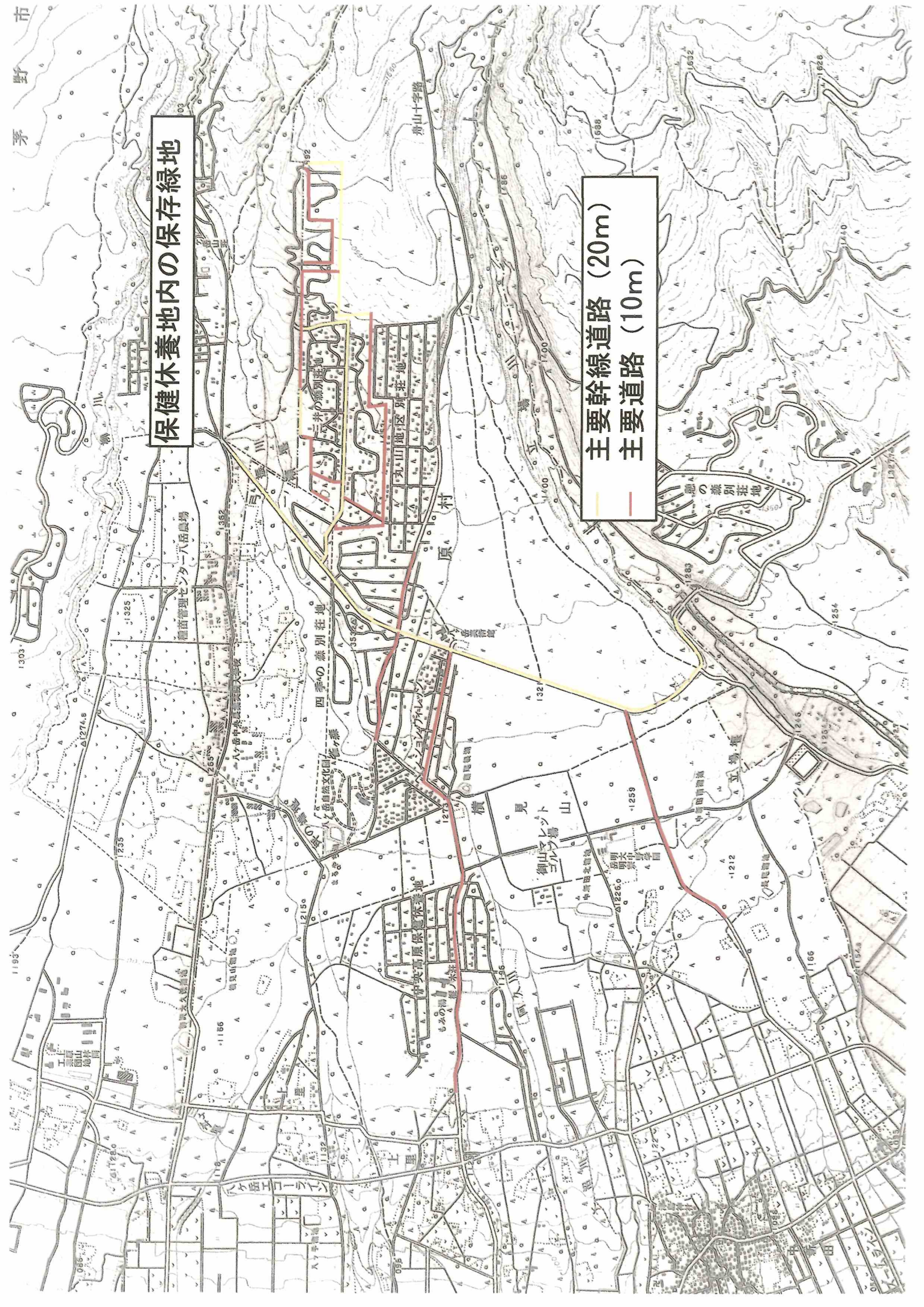
原村役場 建設水道課 環境係

電話：0266-79-7933（係直通）

：0266-79-2111（代表）

保健休養地内の保存緑地

主要幹線道路 (20m)
主要道路 (10m)



森林の立木を伐採するときには届け出が必要です

- ① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」
 - ② 伐採後の造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」
- を提出することが森林法で義務づけられています！！

届出や報告の提出はなぜ必要なの？

市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

「伐採及び伐採後の造林の届出」及び「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

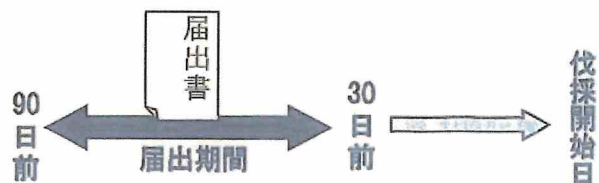
※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

例えば、以下のとおりです。

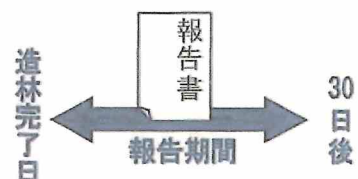
- ◆森林所有者(自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合)
- ◆森林所有者と立木買い受け者(共同)(伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合)

提出の時期はいつ？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：
伐採を始める90日から30日前まで



- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：
造林を完了した日から30日以内



提出先は？

伐採・造林する森林が所在する市町村の長です。

提出をしないとどうなるの？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出: 100万円以下の罰金(森林法第208条)
- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告: 30万円以下の罰金(森林法第210条)

※詳細については、原村役場 農林課 農村整備係へお問い合わせください。